

韓国IPG INFORMATION

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2013.05

ISSUE.

020

発行 韓国IPG事務局(日本貿易振興機構 JETRO ソウル事務所 知財チーム)

電話 02-3210-0195 | 電子メール kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集 岩谷一臣(イワタニ・カスミ)

編集 曹恩実(チョウ・ウンシル), 文炯逸(ムン・ヒョンイル), 李永頤(イ・ヨンギョン)

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

2013年度 韓国IPG活動 01

新しい韓国IPGリーダーの紹介 02

中小企業知的財産権保護対策事業の公募案内 03

韓国知財セミナー(特許庁委託事業)開催案内 06

◎ IPを知ろう

韓国特許法などの改正 04

欧州委員会が携帯電話必須特許(FRAND特許)の
権利行使について 07

営業秘密保護センターの紹介 08

IPニュース 09

「新・知財最前線は今」

－ 韓国の標準規格特許戦略

～ 標準特許を取得せよ!～ 11

－ 誰かが勝手に商標を登録?!

～ 「冒認商標」への対策～ 12

韓国IPGへのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局より

すっかり暖かくなり、山や公園などへのお出かけに良い日が続いています。皆様は、1日中事務所で仕事をしていると、ぼかぼかした陽気に誘われて眠くなりませんか。眠気さしの効果がある「ツボ押し」をこっそりしながらお仕事頑張ってください。週末にはご家族と、お友達と、恋人と、職場の人と、楽しい素敵な思い出をたくさんつくってみてはどうでしょうか。

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

◎ 韓国IPGの活動

2013年度の韓国IPG活動について

韓国IPGは、今年3月で発足して4年目を迎えることになりました。ご加入頂いた会員の方も約76企業、110名となり、多くの方にご関心を寄せて頂き、成長してまいりました。今年も韓国で事業を行う日系企業が抱える知的財産権の諸問題に対処するために、韓国政府主催の「偽造商品流通根絶キャンペーン」に参加するほか、ソウルや東京などでの各種セミナー開催、無料知財法律相談、税関や商標権特別司法警察隊と連携した真贋判定セミナー開催や模倣取締相談など、幅広く活動していく予定です。

また、これまで、ソウルジャパンプラブ(SJC)と連携し、韓国政府に対し、知的財産分野の環境改善のための建議事項を提出し、法改正につなげるなどの成果を得てきましたが、いまだ実現していない事項も少なくなく、今年度も粘り強く日本企業の意見を伝えていこうと思います。

その他、模倣対策マニュアルやライセンスマニュアルなど各種マニュアルの整備を行っていましたが、さらに近年問題となっている営業秘密流出への対応、他人が自社の商標を勝手に出願してしまういわゆる冒認商標への対応などについて、マニュアルの整備を



図っていききたいと思います。

これらの活動などは、本IPG Informationのほか、ジェトロソウル事務所知財チームホームページ (<http://www.jetro-ipr.or.kr/>) などでご提供いたしますので、ぜひご活用ください。

新たなIPGリーダの下、今年も会員の皆様の知財業務にお役に立つために努力してまいりますので、ご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

新しい韓国IPGリーダーをご紹介します!

これまで、韓国IPGのリーダーとして遠藤 重勝氏(YKKコリア前社長)にご活躍いただいておりますが、この度、内藤 正和氏(日立コリア社長)が新たに就任いたしましたので、ご挨拶とともに就任のご紹介をいただきます。

韓国IPGのさらなる発展を祈念して

去る4月、前任のあとを引き継ぎ、3代目の韓国IPGリーダーに就任いたしました日立コリアの内藤です。韓国IPGの活動をますます活発にし、日系企業が韓国現地で直面する知的財産に関する問題を取り上げ、皆さんと一緒に解決していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

韓国企業の躍進に伴い、韓国でのビジネスがますます重要となっている昨今、海外企業のうち、韓国に一番多くの特許出願を行っている国は、日本であると聞いております。また、中国ほどではないにしても、韓国では、日系企業の模倣品や、営業秘密の流出などがしばしば問題になっていると理解しております。そのため、日本企業にとって、



内藤正和氏(日立コリア社長)

韓国の知的財産制度をきちんと理解するとともに、必要であれば、その環境改善を韓国政府に求めていくことが重要であると考えております。1社1社では難しい問題ですが、韓国IPGとして、ソウルジャパンクラブ(SJC)とも連携しながら進めていきたいと思っています。私自身、知的財産の専門家ではありませんが、皆様と協力していきたいと考えておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

中小企業の模倣品対策をお手伝いします!

2013年度 中小企業知的財産権保護対策事業公募のご案内

昨年度行われた日本特許庁のアンケート調査によると、日本企業が韓国で受けた模倣被害は、中国に比べれば少ないものの、その被害額は、約61億5千万円とされており、決して見過ごすことはできません。また、日本企業の商品に対する模倣品は、消費者が真正品と間違えて購入することが多く、粗悪な模倣品により日本企業のブランドイメージを傷つけ、取引先や消費者に対する信頼を失うおそれがあります。

そこで、ジェトロでは、韓国で模倣被害を受けている日系中小企業に対し、模倣品の販売状況や製造・流通経路の調査に必要な費用を助成する事業を実施いたします。

詳しくは、ジェトロソウル事務所知財チームホームページ(<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)、「相談事業/支援事業」の「侵害調査費用の助成(中小企業知的財産権保護対策事業)」をご覧ください。

また、その他、模倣品に関する無料法律相談なども行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

<参考> 模倣品被害の状況(「2012年度模倣被害調査報告書」、日本特許庁、2013年3月より)

図1. 2012年度模倣被害アンケート回答状況(2011年度の被害状況)

模倣被害あり	1011社
模倣被害なし	2253社
模倣被害不明	1060社

図2. 模倣被害を受けた国・地域(海外のみ)

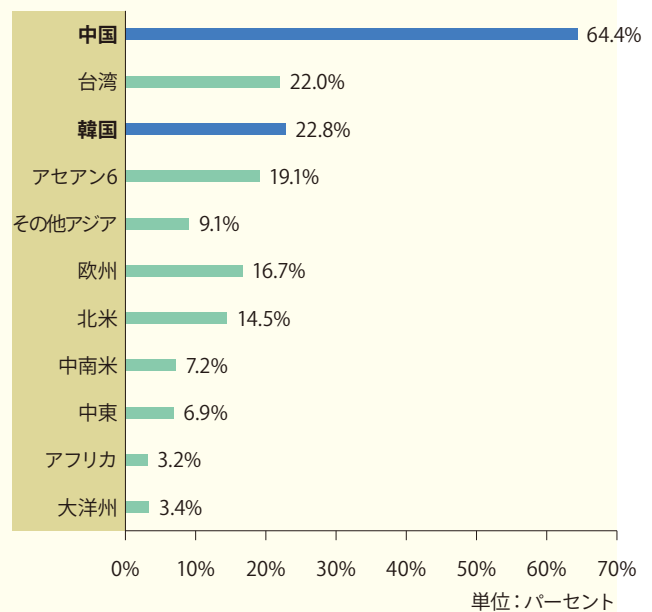
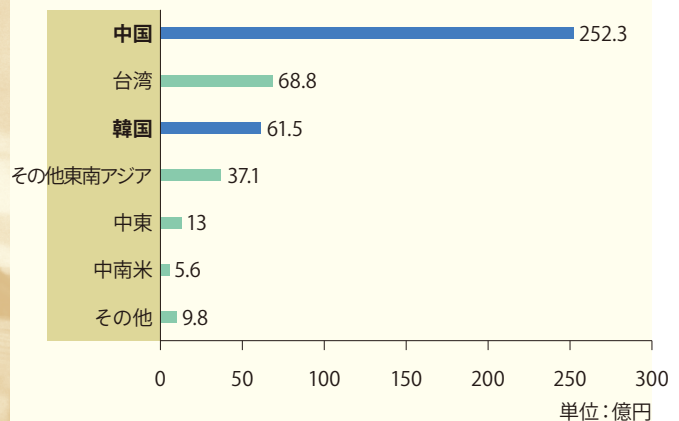


図3. 各国・地域における被害総額(海外のみ)



韓国特許法などが改正されます！

去る3月22日、韓国改正特許法(法律第11654号)が公布され、7月1日より施行(一部公布と同時に施行)されることとなりました。本法改正においては、審査請求・再審査請求の期間を途過してしまった場合の救済措置の導入や、手数料返還対象の拡大、特許出願の明細書等の手続補正に関する規定の改正など、実務的にみて重要な改正が含まれております。

そこで、以下のとおり、実務の観点から重要となる本法改正のポイントを簡単にご紹介いたします。

<出願の回復機会の拡大>

出願人の責めに帰すことができない事由により審査請求・再審査請求の期間を遵守することができず、出願が消滅してしまった場合であっても、当該期間の満了日から1年以内において、当該事由が終了した日から2カ月以内に審査請求・再審査請求を行うことにより、消滅した出願を回復できるよう規定が整備されました。

また、韓国特許庁の発表によると、出願人の責めに帰すこと

ができない事由として、天変地異による交通・通信の途絶で郵便物の配達が遅れた場合、郵便物が対象者に伝達しなかった場合などを例示しております。

なお、日本の特許法においても、拒絶査定不服審判請求については、期間途過について救済規定が設けられております。

<手数料返還対象の拡大>

これまで、出願後1カ月以内に当該出願を取下・放棄した場合、すでに納付した出願料及び審査請求料の返還を受けることができたが、新たに、優先権主張の申請手数料も返還されることとなりました。

この優先権主張の申請手数料は、現在、優先権主張ごとに2万ウォンとなります。

<共同出願人の要件明確化>

発明者が2名で共同発明をした場合など、特許を受ける権利を有する者が複数いる場合、共同で出願する必要がありますが、改正前の韓国特許法では、共同発明の場合のみ共同で出願することと規定されており、特許を受ける権利を複数の者に移転した場合などについては、条文上対象とされておりました。そこで、このような場合にも共同で出願することを明確化することとなりました。

なお、日本では、今回の改正法と同様、特許を受ける権利が共有の場合、その理由にかかわらず共同で出願することとされております。



<電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明の範囲拡大>

韓国の特許法では、主要国と同様、特許を受けようとする発明がすでに知られていた、あるいは、実施されていた場合は、特許を受けることができませんが、インターネットなど電気通信回線を通じて知られた発明については、これまで、大統領令で定める政府や自治体、公立研究所などの電気通信回線により公衆に利用可能になったもののみに限定されておりました。しかし、インターネット等が広く普及した昨今の状況を受けて、すべての電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった発明について特許を受けることができないよう、その範囲を拡大しました。

なお、日本の特許法では、今回の改正法と同様、電気通信回線について特段の制限を設けておりません。

<複数回補正がある場合の補正のみなし取下>

特許出願に法律上の瑕疵があることを審査官が発見した場合、特許できない旨の理由（いわゆる拒絶理由）が出願人に通知され、また、通知を受け取った出願人は、その瑕疵を解消すべく、出願した明細書等の内容を補正することが可能とされております。この場合、当該補正が複数回行われることがあります。今回の法改正により、補正が複数回行われた場合、最後の補正以前になされたものは、取り下げられたものとみなされる規定が導入されました。

これにより、第三者にとって最終的な明細書等の理解が容易になるというメリットがある半面、前の補正がすべてみなし取り下げになってしまうため、補正しようとする事項を毎回すべて網羅する必要が生じるものと思われます。

日本の特許法における手続きとは大きく異なる結果となるため、日本企業においては、特に注意が必要となります。

<優先権証明書提出期間の緩和>

日本など他国の出願を基礎とし、1年以内に韓国に出願する場合は、第一国における基礎出願日を国内における出願日とみなす優先権の主張を行うことが可能ですが、その場合、優先権証明書を基礎出願日から1年4カ月以内に提出する必要があります。一方、このような優先権の主張を伴う出願について、さらに分割・変更出願を行う場合、分割・変更出願日において当該期間をすでに経過している状況がしばしば発生します。そのため、分割・変更出願を行う場合、その出願日から3カ月以内に優先権証明書を提出することで手続きの担保を図っておりますが、逆に分割・変更出願を早期に行う場合、まだ1年4カ月が経過していないにもかかわらず、優先権証明書の提出期間がむしろ短縮されてしまうという問題が生じていました。

そのため、最低でも当該1年4カ月の優先権証明書提出期間を担保するよう、優先権証明書提出期間の緩和が図られました。

<正当な権利者による出願手続きの担保>

韓国の特許法では、無権利者が勝手に出願（いわゆる冒認出願）した特許について、冒認出願を理由に拒絶決定又は無効審決が確定した場合、30日以内（ただし、出願公告がある場合は、当該出願公告日から2年を経過していないこと）に正当な権利者が出願すれば、当該正当な権利者による出願は、先の冒認出願時に提出したものと同様に扱われます。しかし、韓国における審査請求期間は、出願日から5年以内であるため、正当な権利者の出願が冒認出願から5年を超過したのちになされた場合、出願時点で審査請求期間が経過してしまい、審査請求を行うことが不可能となる問題が生じていました。

そこで、正当な権利者による出願が冒認出願日から5年を経過したのちに行われた場合、当該出願日からさらに30日以内に審査請求を行えるよう手続きの担保が図られました。

韓国特許法の立法改正予告がなされました

上述のとおり、韓国改正特許法などが公布されたところですが、さらなる改正に向けた立法予告がなされております。本立法改正予告では、PLTの理念を取り入れた論文などによる特許出願の容認のほか、外国語出願制度の導入・補正における原文主義など、これまでソウルジャパンクラブ(SJC)による建議事項を通じて韓国IPGが要望を行ってきた事項が採用されておりますので、簡単に概要をご紹介します。

<出願日認定要件の緩和>

韓国では、従前から特許請求の範囲を出願後に提出することが可能な提出猶予制度が導入されておりましたが、今般、外国語出願制度も導入され、これと併せ外国語(ただし、当面は英語のみ)論文などによる出願も可能となる予定です。外国語出願制度の導入は、韓国IPGにおいてもソウルジャパンクラブ(SJC)を通じて韓国政府に建議を行ってまいりましたが、今回の立法改正予告では、これが採用されました。

<外国語による出願の原文主義の採用>

また、韓国IPGでは、外国語出願制度の導入と同時に、外国語による国際特許出願も併せ、明細書などの補正の基準を当該外国語の原文とするいわゆる原文主義の導入についても建議を行ってまいりましたが、これも採用される予定となりました。

その他、本立法予告では、明細書を発明の説明・請求範囲に区分し用語を統一、医薬品の特許権存続延長登録を1回に限ることを明文化、再審査請求制度の明確化、訂正無効審判係属中における訂正審判の制限、訂正無効審判対象の拡大など、多数の改正が予定されております。

韓国知財セミナー(特許庁委託事業)

「韓国審判実務及び韓国改正特許法のポイント」を開催(東京・大阪)します

日本企業の韓国におけるビジネス展開が活発になっている昨今、韓国における外国人による特許出願は、ここ数年では1万数千件上っているなど、韓国における知的財産権の取得が重要となっております。日韓の特許法は、総じて類似する制度が多く、日本企業にとって理解しやすいものではありませんが、一方で前置審査が廃止され、再審査制度が導入されるなど、制度上の違いが少なくなく、特に審判実務の情報などを得る機会は、これまであまりありませんでした。そこで、今般、日韓の審判実務の相違についてご紹介すべく、本セミナーを開催することといたしました。また、去る3月22日に韓国改正特許法が施行され、7月1日より新たな手続などが導入されることとなりましたので、この機会に併せてご説明いたします。参加費は無料となりますので、ぜひご参加ください。

◎ 開催概要

<大阪会場> : 2013年6月25日(火) 14:00~17:00、定員 80名

・場所 : 第二吉本ビルディング貸会議室G会議室 (ヒルトンプラザウェスト15階)

アクセス : <http://yb2-kaigi.com/access/>

<東京会場> : 2013年6月26日(水) 14:00~17:00、定員 200名

・場所 : ジェトロ本部5階ABCD会議室 (東京都港区赤1-12-32 アーク森ビル5階)

アクセス : <http://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html>

◎ 内容(講演は日本語で行います。また、各時間には質疑応答を含みます。)

14:00	開会
14:10~14:30	リード 韓国における出願・審判請求の状況について ジェトロソウル事務所
14:30~16:00	第一部 韓国における審判・審決取消訴訟実務の紹介 特許法人和友 康 應善 弁理士
10分	休憩
16:10~17:00	第二部 韓国改正特許法のポイントと注意点 潤晟国際特許法律事務所 金 麟基 代表弁理士

◎ 申込方法

下記ウェブサイトより、6月18日(火)までに必要事項をご記入の上、お申込みください。

URL: <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/obc/iippf1306korea>

※定員になり次第、締め切らせていただきます。定員超過によりご参加いただけない方のみ、その旨ご連絡いたします。※受講票は発行しませんので、当日は名刺を1枚持参して直接会場にお越しいただき、名刺を受付へご提出ください。※申込み後、当日の出席をキャンセルされる場合は、お手数ですがジェトロ知的財産課までご連絡ください。

欧州委員会が携帯電話必須特許 (FRAND特許)の権利行使について プレスリリース

スマートフォンをめぐるアップルとサムスン電子との知財紛争が2011年4月に発生し、現在も多く国で訴訟が進行しているところですが、本知財紛争は、グローバル大手企業による世界同時多発的な知財紛争であるという規模の面だけではなく、スマートフォンの外観やアイコン、ユーザインターフェースなどデザインを中心に訴えたアップルに対し、サムスン電子は、通信技術の標準規格に必須となる技術に関し、公平で妥当、かつ差別のないいわゆる「FRAND条件」(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms)によるライセンスの契約が課せられる「FRAND特許」あるいは「標準特許」により反訴を行ったという点で、両社の訴訟戦略に対しても注目を集めています。

一方、サムスン電子の「FRAND特許」あるいは「標準特許」による侵害差止請求は、競争法(独占禁止法)違反や権利の濫用に当たるのではないかという議論がなされているところであり、特に欧州委員会は、昨年12月21日にプレスリリースを行い、競争法上の観点から、不当なライセンス条件を相手に課すために侵害差止請求をすべきではないという立場を明らかにしております。

そして、今般、別事件ではありますが、モトローラ・モビリティがアップルに対してこのような標準特許に基づく侵害差止を



ドイツで求めている裁判について、①FRAND条件によるライセンス交渉の意思がある者に対する侵害差止請求は、競争法違反(市場の支配的地位の濫用)に当たるとの先のリリースの立場を踏襲しつつ、さらに②当事者間での交渉が不調で終わっているときに、侵害者が(裁判所のような)拘束的な第三者のFRAND条件の決定を受け入れる場合は、その者にライセンス交渉の意思があると判断され、③標準特許の有効性や侵害の有無について争っていたとしても、そのライセンス交渉の意思は減殺されないとの考えを示し、その判断基準をより具体化した発表を行いました。

ドイツデュッセルドルフ地方裁判所は、標準特許の権利行使に関し、ドイツでこれまで確立されてきたいわゆる「オレンジブック事件」による判断基準が欧州委員会の立場と異なることを懸念し、アップルとサムスン電子との訴訟手続を一時中止し、EU法の最終審級である欧州連邦司法裁判所(CJEU)に対し、質問を付託しておりますが、今回の欧州委員会の見解がどのように影響するのか、注目を集めているところです。

今般の欧州委員会のプレスリリース、及びジェトロデュッセルドルフ事務所による開設などは、以下をご参照ください。

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130513_rev.pdf



日系企業も利用可能! 営業秘密保護センター(www.trade secret.or.kr)のご紹介

人材流出などによる営業秘密漏えいの問題は、日本企業にとって喫緊の課題となっております。この問題については、韓国IPGでも何度か取り上げており、例えば、「部品素材分野における韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル」の開催や、「韓国における営業秘密保護制度と判決/実例紹介」などのセミナーを開催してまいりました。

一方、近年、韓国企業の技術力向上に伴って、韓国企業の営業秘密が中国などに流出する問題がクローズアップされつつあります。これに対し、韓国政府も営業秘密保護対策に力を入れており、その一環として、昨年6月、「営業秘密保護センター」を開設しました。

韓国政府におけるこの動きは、韓国に進出している日本企業にとっても歓迎すべき流れであり、韓国企業の営業秘密保護遵守のマインド向上とともに、韓国現地に進出していれば、日系企業であっても「営業秘密保護センター」のサービスなど韓国政府の各種施策の恩恵を受けることが可能となります。

そこで、今回、同センターのサービスなどについて、簡単にご紹介させていただきます。

<営業秘密保護センターの概要>

営業秘密保護センターは、韓国特許庁を主管機関とし、韓国特許情報院(KIPI)がその運営を行っております。業務範囲は、後述の営業秘密相談・コンサルティングのほか、営業秘密を保護・管理するためのシステム導入、営業秘密原本証明サービスなど多岐にわたっており、また、相談を受けた営業秘密流出事例に関し、警察などと連携して対応に当たっています。



<営業秘密保護センターの主要業務>

① 営業秘密保護相談

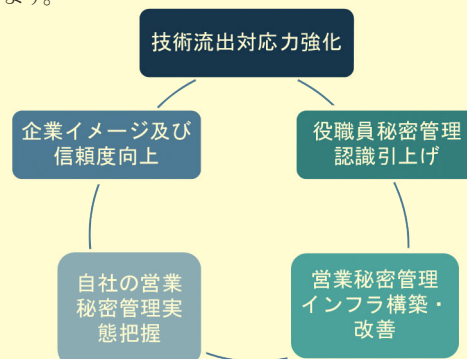
同センターでは、営業秘密の管理や流出事例などに対する実務的な法律相談や、企業における営業秘密管理の診断や管理方法提示などのサービスも提供しています。この相談は、電話(1666-0521)やインターネット(www.tradesecret.or.kr)でも可能ですが、営業秘密情報を扱うだけに、同センター又は企業において直接面談したほうがよいでしょう。

② 営業秘密保護教育・説明会等

同センターでは、営業秘密に関し、企業担当者を教育する3日間のコースを提供しています。内容としては、営業秘密保護の制度に始まり、営業秘密流出によって受ける被害やその対応方法、営業秘密管理体系の構築、営業秘密保護のための各種サービスの活用事例などで構成され、営業秘密保護に関する基礎から実務的な対応方法まで受講することが可能です。この企業教育は、今年に入つてすでに30回実施されており、その他、セミナーや説明会も多数実施される予定です。

③ 営業秘密管理構築コンサルティング

企業が自社の営業秘密管理の現状・問題点を把握し、改善できるよう、専門家(弁護士)相談を通じたコンサルティングサービスも行っております。コンサルティングは、①現状分析、②戦略方向設定、③営業秘密管理体系詳細設計、④実行計画樹立の4段階で構成されており、最終的に企業における営業秘密管理体系の効率的な構築を図ります。



④ 営業秘密保護管理システム

韓国では、日本と同様、営業秘密として保護を受けるための要件と



して、①非公知性、②経済的有用性、③秘密管理性が求められますが、これらの要件を充足する管理システムを構築することは、一般企業にとって容易ではありません。そのため、営業秘密保護センターでは、これらの要件を満足する営業秘密標準管理システムを用意し、低額にて各企業に提供しております。

このシステムを使うことにより、特別な専門知識がなくても効率的に営業秘密保護を受けるための要件を満たす管理システムを導入することができ、また、後述の「営業秘密原本証明サービス」ともリンクすることにより、営業秘密の管理を一層効果的にすることが可能となります。

⑤ 営業秘密原本証明サービス

本サービスは、IPG Information第18号で簡単にご紹介したことがあります。営業秘密流出事件の訴訟において、当該営業秘密を保有していた事実や、保有していた時点が争点となることがあります。そこで、本サービスでは、営業秘密が記載された電子文書から抽出して暗号化された電子指紋 (Hash値) を登録することにより、当該営業秘密の保有及び保有時点を公的サービスとして確認し、これらの立証を容易にすることができます。

本サービスは、比較的安価、かつオンラインにより容易にサービスを受けられることから、すでに多くの企業が利用(登録件数で2万件以上)しております。

区分	金額(VAT込み)	
原本登録	基本	10,000ウォン/件
	維持(登録以降保管期間(1年)以内)	3,000ウォン/件
原本証明	オンライン原本証明確認	無料
	提出用原本証明書発給	30,000ウォン/件

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

米国の特許訴訟件数 サムスン・LG・現代の順 (電子新聞 2013.2.16)

韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターは、米国連邦地方裁判所で過去5年間の原審特許訴訟現状を調査した結果、韓国企業が対象になった訴訟は、電機・IT分野が全体の74.06%と最も高く、医療機器、光学などの関連器具分野まで電機・ITに含めた場合には86%にまでのぼっていることを明らかにした。

米国における電機・IT分野の韓国企業の特許訴訟は、2007年から2011年まで増加を見せ、2007年64件から2011年119件に増えた。訴訟全体から見ると、2011年米国で件数が最も多い企業はサムスン電子で計203件であり、LG電子(175件)、ペンテック(26件)、現代自動車(18件)が後を続いている。大手企業の特許訴訟件数が多かったが、中小企業も半分近く(48%)を占めている。

日立化成、HNSハイテックを相手に特許訴訟 (電子新聞 2013.2.28)

日本の化学メーカー日立化成が韓国のディスプレイ素材メーカー HNSハイテックを相手に特許侵害訴訟を提起した。

日立化成は、HNSハイテックのタッチパネル向け異方導電フィルム(ACF)が自社の韓国特許を侵害したと判断し、最近ソウル中央地方裁判所に訴状を送り込んだと28日に発表した。異方導電フィルムは、液晶ディスプレイやタッチパネルの回路の接続に用いられるもので、一方には電気が流れても、他の方向は絶縁状態にする異方性があり、多数の微細回路に一括で接続ができるため、様々な電子部品に幅広く用いら

れていた。

サムスン電子、欧州特許庁への特許申請件数1位 (デジタルタイムズ 2013.3.6)

欧州特許庁(EPO)への企業別の年間特許申請件数においてサムスン電子が1位となった。EPOが6日に発表した毎年の特許申請結果報告書で、サムスン電子は昨年、2千289件の特許を申請して1位となり、LGは1千635件で5位となったと発表した。アジア企業がEPO特許申請件数で1位となったのはサムスンが初めてだ。

サムスンに続き、ドイツのシーメンス(2千193件)、BASF(1千713件)が2位、3位となり、米国のGEが1千702件で4位だ。国籍別で韓国は、全体申請件数の5.6%を占めて5位だ。米国は24.6%で1位となり、日本(20.1%)、ドイツ(13.3%)、中国(7.3%)が後を次いだ。EPOは、2012年に過去最多の25万7千744件の特許が申請され、2011年より5.2%増加した水準であると発表した。

キム・ヨンミン特許庁長「知的財産中心の企業成長環境を構築」

(デジタルタイムズ 2013.3.18)

韓国特許庁に新しく赴任したキム・ヨンミン庁長は、18日の午後、政府庁舎の大講堂にて就任式を行い、本格的な業務を始めた。キム庁長は、この日の就任あいさつにおいて、「国民全てが創意的なアイデアを作り出し、それを知的財産に実現して創業する、いわゆる「創造企業」が中小・中堅企業、そして大手企業までが成長できるよう、知的財産中心の企業成長環境を構築していきたい」と述べた。

新任のキム庁長は、行政公務員試験25回合格者で、1982年総務庁で管庁入りし、産業資源部を経て韓国特許庁に移し、顧客サービス本部長、産業財産政策局長、次長などを経た知的財産権の制作専門官僚だ。2011年、特許庁次長に任命された後、内部昇進を通じて庁長に抜擢された。

知識財産研究院「韓国企業の特許価値は44兆51千億ウォン」

(電子新聞 2013.3.28)

韓国企業が保有している特許の経済的な価値が44兆5000億ウォンにのぼることが分かった。韓国知識財産研究院が資産規模70億ウォン以上の外部監査対象企業を対象に調査を行った「知的

資本及び特許の経済的な価値」(2010年ベース)によると、知的資本の経済的な価値は、574億ウォンと、1997年(51兆4000億ウォン)より11倍増加した。

韓国企業が保有している特許の価値は、1997年12兆2000億ウォンから2010年44兆5000億ウォンと265%増加した。具体的には、特許出願による価値は33兆7000億ウォン、特許権利化、及び質的な水準によって、それぞれ9兆1000億ウォン、1兆7000億ウォンの価値が増加した。これは、1997年に比べてそれぞれ3倍、15倍、17倍増加した数値だ。

模倣商標と認定され登録拒絶された商標が急増 (韓国特許庁 2013.4.8)

韓国特許庁によると、消費者や需要者にある程度知られている商標をそのまま模倣した商標の出願が異議申し立て手続きにおいて模倣商標と認定され、登録が拒絶される事例が最近急増しているという。異議申立審査で模倣商標として認定され拒絶された件数は、2009年には59件に過ぎなかったが、2012年には643件に増加し、最近3~4年間約10倍を超える水準に増加した。2013年も第1四半期(3月14日ベース)では144件が拒絶され、今後とも模倣商標として認定され商標の登録が拒絶される異議決定は、さらに増える見込まれる。また、最近4年間の異議申立全体の件数は7,983件だが、そのうち異議申立が「妥当」と認められたのは3,392件と約42.4%だ。他人の商標を模倣した商標であるという理由で拒絶されたのは1,293件にのぼる。

韓国特許庁は、1997年度に商標法を改正(第7条第1項第12号を新設)し、初めて模倣商標への対応を始め、2007年度には、模倣商標の拒絶要件を大幅緩和した。その後からは、模倣商標の審査も強化するなど、模倣商標防止に積極的に取り組んできた。



File No.52-1

韓国の標準規格特許戦略 標準特許を取得せよ!

スマートフォン(多機能携帯電話)など情報通信(IT)技術を例に出すまでもなく、商品のグローバル化が進むにつれ、国際的に共通して使われる技術、すなわち、標準規格の重要性が増している。そして、さまざまな問題や批判はあるものの、そのような標準規格に必須となる特許を保有した企業は、安定した巨大なロイヤルティ収入が得られるであろうことは、誰しも理解できるであろう。

韓国は、このような標準特許の取得に向け、官民協力して積極的に取り組んでいることをご承知だろうか?

標準規格と標準特許の関係

標準特許とは、標準規格に関連する特許を意味し、韓国では、この標準特許取得戦略を政策として強力に進めています。ところで、標準規格といえば、大きく2つの考え方があるとされています。1つ目は、標準規格の導入により、新規企業の参入・競争が促され、より安価な商品などが市場に提供され、また、どこかの企業の製品を購入しても共通した周辺機器やサービスなどを受けることができるという消費者のメリットとしての考え方、そしてもう一つは、標準規格をリードし、製品開発などで優位に立つとともに、関連する特許を取得し、ロイヤルティ収入を得るといふいわば産業政策としての考え方です。そして、前者の考え方では、標準規格はより安価に広く利用されることが前提となりますから、特許とは相性があまりよくありません。一方、後者は、まさに特許の活用方策の一つとなります。そして、韓国では、後者の立場を採っているのです。

韓国政府の標準特許取得支援

韓国政府による標準特許取得支援策は、1)R&D、標準案の寄稿、特許取得の三位一体の連携、2)R&D終了後の標準化動向と連携した標準特許の取得、3)保有特許と標準規格を比較・分析した保有特許の標準特許化などがあります。また、標準特許データベースの構築や人材育成などを図っています。そして、韓国特許庁の発表によると、2011年において、官民R&Dにおける21の課題に対し、101件の特許出願、32件の標準案寄稿文の提出、16件の標準特許の発掘を行ったとしています。

韓国企業等の標準特許取得状況

それでは、国際標準化機関に登録された標準特許の現況はどのようになっているのでしょうか。例えば、最近サービスが始まった第4世代(4G)通信規格の

ロング・ターム・エボリューション(LTE)通信規格に関する標準特許をみてみましょう。

LTE 標準特許保有状況(国家別)

順位	国名等	特許件数	比率
1	アメリカ	2493	38.40%
2	韓国	1315	20.40%
3	中国	1061	16.50%
4	日本	581	9.00%
5	スウェーデン	425	6.40%

出典「2011年度知的財産白書」(韓国特許庁2012年発行)

LTE 標準特許保有状況(企業別)

順位	企業名	特許件数	比率
1	Samsung	819	12.70%
2	InterDigital	780	12.10%
3	Qualcomm	687	10.60%
4	Ericsson	412	6.40%
5	Huawei	402	6.20%

出典「2011年度知的財産白書」(韓国特許庁2012年発行)

いかがでしょうか。サムスン電子が最多の標準特許を保有し、また、LG電子も7位に入っています。一方、日本企業は、10位以内には1社もありません。たしかに、標準規格と特許、あるいはその権利行使に関しては、問題が少なくありません。あるいは、標準規格を産業政策に結びつけることに批判がないわけではありません。しかし、これまでのような商品の製造・販売を前提とした排他的独占性を前面に出した特許権の活用ではなく、権利・技術を広くオープンにしつつ、安定したロイヤルティ収入を得るといふ、個別の商品とは切り離した標準特許の取得・活用は、商品の製造・販売において新興国の強烈な追い上げを受ける中、オープンイノベーションの時代の権利活用の一つの方策として注目に値するのではないのでしょうか。

<今回の解説者>

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 岩谷一臣(特許庁出向者)

92年特許庁入庁。96年に審査官昇任後、特許情報課、特許審査調査室、調整課人事担当、ヨーロッパ特許庁派遣、2007年に審判官昇任。その後、審判課法規担当、主任上席審査官昇任を経て、2011年6月より現職



File No.52-2

< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >

誰かが勝手に商標を登録?! ～「冒認商標」への対策～

ビジネスパーソンならご記憶の方も多いと思うが、一時期、日本の地名が中国などで勝手に商標登録されているという事例が話題になった。このように、本来権利を有していない者が商標を勝手に出願し権利化してしまうことを「冒認商標」と呼ぶが、もしかしたら、御社の商品名やサービス名も誰かが勝手に商標登録してしまっているかもしれない。

「冒認商標」とは

聞きなれない言葉ですが、これは、本来権利を有していない者が他人の商標を勝手に出願・登録してしまうことを意味します。自国・他国問わず、ビジネスを行う上で商標登録を行うことは常識です。例えば、日本で商標登録済みでも、韓国で登録を行わずに商品やサービスを販売・提供した場合、商標権侵害で訴えられる可能性が極めて大きくなり、損害賠償はもちろん、当該商品等の提供ができなくなったり、名称を変更しなければならないなど、甚大な被害が生じ得ます。そのため、韓国においても商標登録を行うことが絶対必要ですが、それでは、他人が自社の商標を勝手に出願、登録していた場合、どうすればよいのでしょうか？

「冒認商標」への対策

多くの問題と同様、「冒認商標」対策も、早期に行えば行うほど安価、かつ容易に対策が可能です。例えば、韓国への進出計画の初期に出願しておけば、そもそも他人に勝手に権利を取得されてしまうこともないかもしれません。あるいは、他人が勝手に出願した後であっても、韓国特許庁において審査中であれば、商標権として登録されないよう、簡易な手続きで対策を採ることが可能です。一方、すでに商標登録済みとなると、当該権利を消滅させる必要がありますが、その対策は、比較的困難なものになってきます。

(1) 情報提供

この制度は、商標出願が韓国特許庁において審査中であり、登録前であればいつでも利用することができます。韓国の商標法では、日本の場合と同様、韓国においてすでに登録している自社商標や、すでに韓国国内で使用しており韓国の需要者によく知られている自社商標と同一・類似な商標は、登録を受けることができません。また、仮に自社商標を韓国において登録・使用していない場合であっても、日本など他国でよく知られている商標を不正の目的で第三者が出願した場合なども、やはり登録を受けることができません。

そこで、この制度を利用し、韓国特許庁に対し、出願中の商標がこれらの要件に

当てはまっている旨の情報を提供すると、審査の際、審査官がその内容をきちんと参酌し判断をしてもらうことが可能となります。

(2) 異議申立

この制度は、審査官が商標出願を登録する旨の決定を行い、その公告をした後、2カ月以内に申し立てを行うことが可能です。上述(1)のような事情（いわゆる「拒絶理由」）がある場合、異議申立書にその理由と証拠を記載し、特許庁に提出すると、3名の審査官の合議により当該異議の審査が行われます。この手続きは、通常書面で行われますが、異議申立書や意見書の提出など、情報提供よりは複雑な手続きが必要となります。

(3) 無効審判

すでに相手方の商標出願が登録されている場合、無効審判、または後述の取消審判により当該登録商標を消滅させる必要があります。無効審判を請求する理由は、一部を除き上述の拒絶理由の場合とほぼ同様ですが、審判請求書など必要な書面の提出のほか、審判廷に出廷し、意見陳述などを行う必要があります。

(4) 取消審判

無効審判とは別に、登録された商標を取り消すための手段として、取消審判があります。この審判では、

1) 出願日1年以内に自社の代理人であった者などが日本などで登録されている商標を勝手に出願した場合（ただし、当該商標登録日から5年以内に要請求）、2) 当該登録商標が3年以上使用されていない場合、3) 商標登録権者等が当該登録商標を故意に他社商標と誤認混同するような形で使用している場合の3種類について、登録商標の取り消しを求めすることができます。

むすび

韓国市場は、日本と嗜好(しこう)性が比較的似ている上、日本製品には安全・高品質といった印象があるため、商品やサービスに日本的な名称を付ける例が散見されます。その上、近年、食品や流通産業など知的財産になじみの少ない企業の進出も増えているようです。ジェトロソウル事務所では、韓国における商標出願・登録の調査や、商標出願の基礎的な情報、その他日本語対応が可能な現地特許法人などの情報を掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。<HP アドレス: <http://www.jetro-ipr.or.kr/>>

<今回の解説者>

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 岩谷一臣(特許庁出向者)

92年特許庁入庁。96年に審査官昇任後、特許情報課、特許審査調査室、調整課人事担当、ヨーロッパ特許庁派遣、2007年に審判官昇任。その後、審判課法規担当、主任上席審査官昇任を経て、2011年6月より現職